

Managed SDx利用規約 別冊
(Type-V)

第1章 総則

(適用)

第1条 Managed SDx 利用規約共通編(以下、「共通編」といいます)第1条(本規約の目的)に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊により第2条に定める Type-V を提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊(別紙を含みます)において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Type-V	本サービスの1つであって、VMware SD-WAN by VeloCloudに関するライセンス、デバイス、サポートサービスを提供するサービス。
オーケストレータ	仮想サービスの集中構成、監視、プロビジョニング、及びクラウドネットワークを介したデータフローのオーケストレーションを提供するクラウド上のサービス
ヴィエムウェア	当社が契約者にType-Vを提供するために、当社と締結した契約に基づき当社に対してType-Vに係わるライセンス、デバイス、サポートサービスを提供する次の事業者 VMware Inc.

(提供メニュー、提供条件)

第3条 Type-V の提供メニューは次の通りです。

1. ライセンスの提供

Type-Vに係わるライセンス(以下「本ライセンス」といいます)を提供します。

本ライセンスには、本条2項に基づき提供するデバイス(以下「本デバイス」といいます)で動作させるソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます)及びオーケストレータなどのクラウド(以下「クラウドサービス」といいます)の使用権が含まれます。

本ソフトウェアは、本デバイスと組み合わせることを目的とした利用に限られます。本ソフトウェアの利用にあたっては、<http://www.vmware.com/download/eula/>から入手可能なライセンス契約に、クラウドサービスの利用にあたっては、<https://www.vmware.com/content/dam/digitalmarketing/vmware/en/pdf/downloads/eula/vmware-cloud-services-universal-tos.pdf>に同意いただくものとします。

1-2 ソフトウェアライセンスの交付

本ライセンスに係わるソフトウェアは、電子的に送付または出荷されるものとします。

1-3 提供開始日

本ライセンスの提供開始日は、契約者がオーケストレータにて当該本ライセンスを有効化した日、または、本デバイスが契約者先に配送もしくは設置された日から 30 日後のいずれか早い方の日付とします。なお、仮想エッジソフトウェアの場合は、当該ソフトウェアに係わるライセンスを契約者に送付した日の30日後とします。

2. デバイス提供

本ソフトウェアが動作する本デバイスを提供します。

本デバイスは、販売又は利用期間を定めたレンタルの形態で提供します。

本デバイスの使用にあたっては、

<https://www.vmware.com/content/dam/digitalmarketing/vmware/en/pdf/downloads/eula/vmw-equipment-terms-for-vmware-sd-wan-by-velocloud.pdf>に同意いただくものとします。

デバイスの利用開始日は、そのデバイスに係わる本ライセンス提供の開始日とします。

3. サポートサービス

本ソフトウェア及び本デバイスに係わるサポートサービス(以下「サポートサービス」といいます)を提供します。サポートサービスには、ソフトウェアサポートサービスとハードウェアサポートサービスが含まれます。ソフトウェアサポートサービスとハードウェアサポートサービスは同時に契約となり、どちらか他方の単独契約は行えません。なお、サポートサービスの利用にあたっては、当社のヘルプデスクサービスなど、当社の運用サービスに係わる契約を締結することを前提とし、当該契約を締結しない限り、当社はサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

また、サポートサービスに関して次の通り定めます。

- (1) 当社は、本デバイス毎に契約者が当該サポートサービスの利用を開始した日(当社がそのサポートサービスの申込みを受け付けたことを示す書面に記載された日をいいます)から当該サポートサービスの提供を開始します。
- (2) サポートサービスに係わる契約の更新は、契約者が契約終了日の前日までに、契約更新の旨を明記した当社指定の申請書を当社に送付することによりなされます。新たな契約開始日は、契約終了日の翌日とし、当該契約は1年間更新されます。契約者が当該契約を更新せず、かつ一定期間経過後は、更新手続きが出来ない場合があります。
- (3) 本契約の期間中に契約者または当社の都合により、本契約を解約する場合には、相手方に対して 60 日前までに文書による申し入れを行い、解約条件については双方協議するものとします。当社の都合には、当社によるサポートが困難になった場合、サポート対象製品のメーカーがサポートを行わなくなった場合、または当社の取り扱い製品でなくなった場合を含みます。
- (4) 契約者は、本契約上の地位、権利及び義務をいかなる理由があろうとも譲渡、貸与、販売することはできません。ただし、当社は、本契約上の地位、権利及び義務を 契約者の承諾を得ることなく、第三者に譲渡することができるものとします。

本項に定めるほか、サポートサービスに係わる仕様その他の条件は別紙のManaged SDx Type-V サポートサービス仕様書の定めによるものとします。

3-1 ソフトウェアサポート

次のソフトウェアサポートが含まれます。

- ・メジャー、マイナー、メンテナンスのソフトウェア リリース アップデート
- ・技術的なお問い合わせ対応

なお、アップデートソフトウェアの動作検証や、適用等の作業は本サポートサービスには含まれません。

3-2 ハードウェアサポートサービス

ハードウェアの保守サービスを提供いたします。

次のハードウェアサポートが含まれます。

- ・先出しセンドバック保守サービス
- ・オンサイト保守サービス

第2章 契約

(最低利用期間)

第4条 以下に定めるメニューに応じて、最低利用期間を以下の通り定めます。最低利用期間内に当該メニューの解約があった場合は、利用期間にかかわらず、解約する日を含む月の料金額に残余期間分を乗じて得た額(以下「残期間料金」という)を一括で支払っていただきます。最低利用期間分の料金を一括前払いで支払い済み

の場合は、残期間料金の支払いの対象外となります。

メニュー	最低利用期間
ライセンス提供	エディション毎に本ライセンスの利用を開始した日から1年、2年、3年または5年(共通編第7条に基づく申込みにあたり、契約者がいずれかの期間を選択するものとします)
デバイス提供	本デバイス毎に本デバイスの利用を開始した日から1年、2年、3年または5年(共通編第7条に基づく申込みにあたり、契約者がいずれかの期間を選択するものとします)
サポートサービス	第3条3項1号に基づきサポートサービスの利用を開始した日から1年(但し、第3条3項2号に基づきサポートサービスに係わる契約が更新された場合、最低利用期間は自動的にその更新期間と同じ期間更新され、以後も同様とします)

第3章 料金

(料金)

第5条 Type-V の料金は、個別算定の上ご提示いたします。

(料金の支払義務)

第6条 契約者は、本契約に基づいて、当社が Type-V の提供を開始した日から起算して、本契約の解約日の前日までの期間について、第5条で規定する料金の支払いを要します。

2 Type-V は、本ライセンス、本デバイス及びサポートサービスを提供するサービスであることから、現に契約者が本ライセンス、本デバイス、サポートサービスを利用しているかどうかにかかわらず、契約者は Type-V に係わる料金の支払いを要します。

3 最低利用期間中に解約があった場合でも、当該最低利用期間の残期間における本ライセンスの使用権及び本デバイスの所有権は契約者に属します(本デバイスのレンタルの場合を除きます)。

第4章 雑則

(免責)

第7条

2 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

3 Type-V は、メーカー、ソフトウェアハウス及びクラウドの使用を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、クラウドの使用を当社に対して許可する者等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の損害について、共通編 第 32 条(責任の制限)第 1 項に規定する場合を除き責任を負いません。

6 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、各デバイスに係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。

(お客様情報の取り扱い)

第8条 契約者は、当社、当社の委託により Type-V に関する業務を行う者(以下「委託会社」といいます。)、及び、クラウドの使用を当社に対して許可する者が、Type-V 提供の過程において契約者が提供した情報(申込書に記載いただいた契約者名、住所、ご担当者名、電話番号、メールアドレス、オーケストレータ ID 等の情報や、各デバイス、クラウドに設定した情報(インターネットプロトコルアドレス、ハードウェアの識別、オペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェア、周辺ハードウェア、及び個人を特定できないソフトウェアまたは機器の使用統計を含む)、(以下「お客様情報」といいます。))を知り得ることについて、同意していただきます。

2 当社、委託会社及びクラウドの使用を当社に対して許可する者は、次の目的の達成に必要な範囲内でお客様情報を利用します。

- (1) Type-Vの提供
- (2) 契約者からの要請にもとづく、サポート業務
- (3) Type-Vの利用状況の確認
- (4) Type-Vの品質、機能改善のための情報分析

(契約者の義務)

第9条 契約者は、Type-V の利用を申込むにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては Type-V が提供できない場合があります。

(1) 契約者自身によるType-Vの利用の申込みであること。

2 契約者が、サポートサービスの利用を申込む場合には、本条第 1 項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

- (1) 当社が契約者を訪問した際に各デバイスの設置(希望)場所に案内し、設定作業等へ立ち会うこと。
- (2) 当社が設定作業、保守作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜(電話又は通信回線等の使用を含みます。)を、契約者が当社に対して無償で提供すること。

3 前 2 項及び共通編第 37 条の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) Type-Vに利用するパスワード(暗号化キー)、別紙 2(提供する機能)で利用する ID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (2) 本ソフトウェア、本デバイスを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (3) 本ソフトウェア、本デバイスを善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (4) 本デバイスに故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (5) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

4 契約者は、本デバイスがType-Vの提供に関連してのみ使用されること、及びそのインストール及び使用に関して、利用する国・地域の現地法、ネットワーク接続条件、その他遵守が求められる事項に従うことを同意したものとします。契約者は、当社の書面による事前の同意なしに、本デバイスのベンチマークテストの結果を公表または開示はできません。

(契約者の協力事項)

第10条 契約者は、当社が Type-V の提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) ライセンス管理のために必要となるオーケストレータへの当社及び委託会社の指定するアカウントの登録
- (2) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (3) 当社の求めに応じたType-V提供のために必要な情報の提供。
- (4) その他、Type-Vの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

(除外事項)

第11条 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、Type-V

の提供を行わないことがあります。

- (1) 第9条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、前条(契約者の当社に対する協力事項)のいずれかの項目の協力を行わず、Type-Vの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

(輸出管理)

第12条 本ライセンス及び本デバイスは、及び米国を起源とし、米国輸出管理規制及びその他の管轄区域(例えば欧州連合)の規制に従って提供されます。適用法に反する転用は禁止されています。上記を制限することなく、契約者は、以下を守っていただきます。

- (1) 米国またはその他の適用可能な政府機関が輸出取引を禁止している国(例:イラン、北朝鮮など。)の市民、国民、居住者、またはその国の政府によって管理されている人物がType-Vを利用することの禁止
- (2) 輸出が禁止されている人物の関連リストに掲載されている人物または団体(例えば、米国財務省の特定国籍者リスト、米国商務省の拒否リスト、法人リストなど。)が利用することの禁止
- (3) 禁止されているミサイルまたは核、化学、生物兵器の開発、設計、製造、生産など、適用法で禁止されている目的のためにソフトウェアまたは機器を使用せず、ソフトウェアまたは機器の使用を許可しない。